

災害救助法適用地域の特別お取扱について

このたびの災害により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域で被害を受けられた契約者さまに、下記のとおり特別のお取扱をさせていただきます。

記

1. 保険料のお払い込みについて

保険料をお払い込み中のご契約で、被災によりお払い込みが困難な場合、お申し出により保険料のお払い込みを猶予する期間を最長 6 ヶ月まで延長させていただきます。

2. 保険金・給付金・契約者貸付・社員配当金のお支払について

お申し出により、お手続きに必要な書類を一部省略する等、簡易迅速なお取扱をさせていただきます。

※災害救助法の適用状況（厚生労働省発表）とお手続きに関するお問い合わせ窓口

| 災害救助法 適用市町村 | 法適用日 | 適用事由 | お問い合わせ窓口 受付時間：9:00～17:00 (土・日・祝日・12/30～1/3を除く) |
|---------------------------------------|------------------|------------------|--|
| 【青森県】 三戸郡南部町 (さんのへぐん なんぶちょう) | 平成 23 年 9 月 21 日 | 台風 15 号に よる被害 | お客さまセンター 0120-259-817 青森支社 017-776-2194 |
| 【福島県】 郡山市 (こおりやまし) | 平成 23 年 9 月 21 日 | 台風 15 号に よる被害 | お客さまセンター 0120-259-817 福島支社 024-932-2888 |

以 上